

# 平成30年度事業計画

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

## 一般社団法人鳥取県バス協会

鳥取県バス協会は、旅客自動車運送事業の公益性にかんがみ、社会的責任を果たすべく地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、安全対策、バリアフリー対策、環境対策並びに輸送サービスの向上などの社会的要請に応えることが求められている。

とりわけ、平成28年6月3日の「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」からの答申である、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、国土交通省が定めた安全規制の強化等の対策を会員への周知につとめ、着実な施策を図ることにより、利用者等の信頼の回復を得なければならない。

以上のことを踏まえ、バス事業の発展に寄与するため、次の諸施策について着実に取り組むものとする。

### 1. バス事業関係諸制度への対応

(1) 日本バス協会が要望している軽油引取税の「当分の間の税率（旧暫定税率）」の撤廃を含む関係諸税の簡素化・軽減等について、関係機関に対して要望を行う。

また生活路線維持に関する補助制度についての予算の確保、拡充についても関係機関に対して積極的に要請をしていく。

(2) 道路運送法、同法施行規則、関係法令等及び通達の改正についても速やかに情報提供を行う。また、会員からの意見、要望等についても、その情報の収集を図り関係機関及び日本バス協会等に要請を行う。

(3) 自家用自動車によるライドシェアは、平成28年6月に国家戦略特区法が改正され、自家用有償運送に加え、一定の条件の下で訪日外国人をはじめとする観光客を輸送することができることとなった。これらのことは、バス事業にとっても、コミュニティバスを中心に乗合バスに影響が及ぶおそれがある。白バス行為となるような道路運送法上の問題や安全上の問題等について、日本バス協会、関係タクシー協会及び監督官庁と連携し、情報の収集に努める。

## 2. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上

乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進

交通政策基本法に基づく交通政策基本計画が作成され、鳥取県では各市町村の定住化推進のために西部地域、東部地域及び中部地域毎に公共交通網形成計画が策定された。バス事業が引き続き地域公共交通の中で重要な役割を果たし期待に応えられることが重要となっている。

## 3. バス利用促進対策の推進

9月20日の「バスの日」を中心としたバス利用を高めるためPR活動を実施し、バスの利用促進に努める。

## 4. 貸切バスの事業の活性化等への対応

(1) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の更なる定着を目指し、安心して利用できる「セーフティーバス」の情報提供を行うとともに全ての会員が取得するよう努める。

また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の審査項目の一部見直しについて、会員に周知徹底を図る。

(2) 貸切バス適正化機関の巡回指導業務については、厳正な業務執行と国の監査との連携により適正化が進むよう、適正化機関に対し必要な協力を行う。

## 5. 環境対策の推進

「バスの環境対策強化期間」等の実施による「エコドライブの推進、アイドリングストップの励行」などに取り組む。また、国の「ディーゼルクリーン・キャンペーン」においては自動車業界団体と連携し取り組む。

## 6. 安全輸送、事故防止対策の推進

(1) バス事業の総合安全プラン2020（日本バス協会：平成29年9月策定）の事故等削減目標の達成及び軽井沢スキーバス事故対策検討会で取り纏められた安全対策の取組の着実な実施と、従前からの事故防止対策に努める。

(2) 健康起因事故の防止

国土交通省が作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル

ル」の遵守に取り組む。また、運転者の健康管理の一貫として睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査機器の貸出を支援する。

（３）車内事故の防止

バス事故の約３割を占める車内事故は、高齢者が被害を受けることが多く、また、重大な被害を被ることもあるため、高齢者を中心に防止に努める。車内事故防止キャンペーンを実施し、利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発及び運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図る。

（４）飲酒運転・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無のため飲酒運転防止週間を中心に輸送の安全確保に努める。

（５）運転中における携帯電話やスマートフォンの不適切使用に関し、日本バス協会が策定した「乗務中の携帯電話スマートフォンの取り扱いに関する社内規定のガイドライン」に基づき、社内規定の作成等の対策を徹底する。

（６）危機管理対策の徹底

① バスジャックやテロ対策等危機管理に万全を期するため、日本バス協会が策定した「バスジャック統一対応マニュアル」及びテロ対策通達による対応を周知し、定期的に再点検を行いまた、警察等との連携の強化を図る。

② 大規模広域災害等の対処については、地方自治体とも協力して平素から危機管理・安全防災対策の強化に努め、災害発生時の乗客の安全と輸送力の確保に万全を期する。とりわけ関西広域連合及び鳥取市とのバスによる緊急輸送に関しては協定に基づいて対応する。

また、定期的に災害等を想定した総合訓練が行われる場合には会員等へ積極的に参加要請する。

（７）運行管理・整備管理・事故報告など事業用自動車の安全対策の諸制度の情報等の周知徹底を図る。

（８）自動車事故対策機構（N A S V A）及び米子自動車学校が行う運転者に対する適性診断（一般診断、初任診断、適齢診断）等の受診の促進に努めるとともに、N A S V Aが行う運行管理者研修（一般・基礎）の講習及び整備管理者に対する研修の受講の促進に努める。

（９）運転者等に対する交通安全運転研修（１泊２日）を継続的に実施し、事故防止に努める。（交通安全研修所 クレフィール湖東）

（１０）事故対応の迅速化、運転士の交通安全意識の向上のため引き続

きドライブレコーダー導入を進める。

(1 1) 春秋全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施するとともに、各運動実施前に事故防止対策委員会を開催し、交通安全意識高揚を高める。

(1 2) (公財) 運行管理者試験センターから委託を受けて年 2 回 (8 月、3 月) 実施している運行管理者試験を円滑に実施する。

## 7. バス停留所、バス輸送施設等の整備の推進

利用者の利便性向上、美しいバス停留所の推進として、引き続き整備していく。特に外国人観光客でも分かりやすい外国語表記、バスの絵の丸板の設置、またターミナル等の路線図等の案内板を書き換えする。

## 8. 労働問題への対応

政府の「働き方改革実現会議」で審議が進められている「働き方改革」において、過労死防止の観点から、時間外労働について法令で上限を規制する方針が示されている。時間外労働縮減とこのための業務の効率化、労働条件の改善等による運転者確保に努める。

## 9. 運輸事業振興助成交付金事業の適切な運営

(1) 運輸事業の助成に関する法律の趣旨を踏まえ、県民、事業者にとって意義のある安全運行・事故防止対策事業、バス施設等整備事業、及び公共交通利用促進事業を推進するための補助事業を実施する。

(2) 「融資斡旋・利子補給事業」について、バス車両導入及びバス事業者の経営安定化に資するため公募により実施しているが、引続き適切かつ効率的に利用されるよう、その有効な活用に努める。

## 10. 広報活動の推進

(1) 事業の運営に必要な情報を必要に応じて関係機関から情報を入手し、適時・適格に会員へ伝達する。

(2) 当バス協会のホームページを活用し、一般社団法人としての情報提供や一般利用者に必要な情報を適宜発信する。また、会員事業者専用リンクから各種情報提供を行う。

## 11. 運賃制度への対応

貸切バス事業の新たな運賃・料金制度は、経営基盤の改善強化を図るものであり、運賃単価の上昇と経常収支率の改善など、大きな成果が見受けられる。引き続き、旅行業者や利用者对新運賃制度の趣旨について理解を得られるよう努める。

また、新運賃制度が実効あるものになるよう、引き続き運賃・料金も含めた監査の実施を運輸局に要望していく。